



消費者問題に関する

2019年の10大項目

国民生活センターホームページより

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

◆ 2019年の10大項目

- 若者を中心に広がる「もうけ話」のトラブル
- ネット関連の相談は年齢問わず SNSがきっかけになることも
- 架空請求に関する相談引き続き 新しい手口も
- 高齢者からの相談 依然として多く
- なくなる子どもの事故 死亡事故も
- チケット不正転売禁止法施行 相談件数は5倍以上に
- 「アポ電」と思われる不審な電話相次ぐ
- 改元に便乗した消費者トラブル発生
- キャッシュレス化が進む 関連したトラブルも
- 各地で自然災害発生
国民生活センターでも被災地域の支援行う

2019年は、改元に便乗した消費者トラブル、無登録業者とのバイナリーオプション取引など「もうけ話」のトラブルが若者を中心に増加したほか、SNS上の広告をきっかけとした購入トラブルなど、インターネットが関連している相談が多く寄せられました。架空請求のハガキ、メールも依然多く送られているようですので十分ご注意ください。

生ゴミ用水切り袋 差し上げます



食品ロスを減らすことは、ゴミの減量にもつながります。特に生ゴミの減量には、水切りがとて重要で重要。生ゴミはしっかり水を切ってから出しましょう。



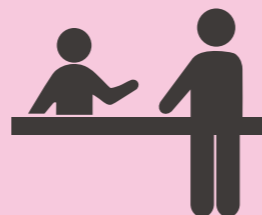
生ゴミ用水切り袋を、ご希望の方に差し上げます。
ご希望の方は市役所1階16番窓口 消費生活センターまでお越しください。

※数に限りがございます。終了の際はご容赦ください。

高崎市消費生活センター

〒370-8501 高崎市高松町35-1 (高崎市役所1階)
相談専用電話 027-327-5155
受付時間 平日 午前9時～午後4時30分
※ご相談は電話または来所によりお受けしています。お気軽にご相談ください。

◆消費者ホットライン ☎188 (お近くの消費生活相談窓口をご案内します)



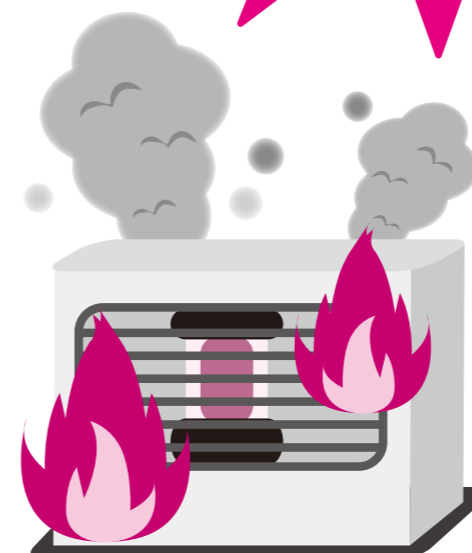
[この用紙は再生紙を使用しています。]

消費生活センター・ニュース

第67号/2020年3月15日発行
高崎市消費生活センター (相談専用電話 027-327-5155)

ご自宅にある製品、 リコールされていませんか?

重大事故につながる
おそれがあります!



リコールとは、

下記の製品に対し、事業者が回収・修理などを行うことをいいます。

- ・ 何らかの欠陥・不具合・事故の発生などにより安全上の問題が生じる可能性がある製品
- ・ 消費者が製品を安全に使用するための予防的措置が必要な製品

リコール製品であることを知らずに使っていると、火災などの重大事故が発生してしまうことがあります。

平成20年から平成30年までの間に、リコールの対象となっている製品が原因で生じた事故は1593件。ノートパソコン、電気ストーブ、エアコンなどの事故が多く発生しています。

※消費者庁ホームページ「自宅にある製品、リコールされていませんか?」より

こんな事故が起きてます



【事例1】

電気ストーブを使用中、電気ストーブおよび周辺を焼損する火災が発生した。強弱の切り替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられる。
(リコール:平成28年3月 事故発生:平成30年12月)

【事例2】

食器洗い乾燥機を使用中、食器洗い乾燥機を焼損する火災が発生した。基板上の電源コネクタ部の接触不良により異常発熱し、発煙・焼損に至ったものと考えられる。
(リコール:平成20年2月 事故発生:平成29年12月)

【事例3】

電気コンロおよび周辺を焼損する火災が発生した。身体等が電気コンロのつまみに触れてスイッチが入り、上に置いていた可燃物が燃えたものと考えられる。
(リコール:平成19年7月 事故発生:平成30年10月)

リコール情報を知ろう

リコール開始から10年経っても事故が発生することがあるように、リコールに対する消費者の反応は、多くの国や地域で低い傾向にあります。リコール対象の製品を使い続けることは大変危険です。リコール製品が家庭に放置されることがないよう、定期的にお持ちの製品の安全情報を確認するようにしましょう。

◆ リコール情報を入手するには？



● 新聞記事、広告など

新聞の記事や広告、折込チラシ、店頭のパスター等に掲載されていることがあります。自分が使用しているものと似ている場合は、確認するようにしましょう。

● インターネット

消費者庁、国土交通省などのホームページでは、各種製品や自動車等のリコール情報や事故情報が公開されています。消費者庁の「リコール情報サイト」では、各担当省庁が公表したリコール情報を一元的・分野別に見ることができます。

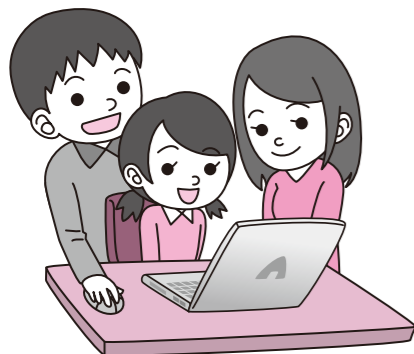
● 問い合わせ

多くのメーカーでは、電話による相談窓口を開設しています。使用している製品等に不安を感じたときは、メーカーに直接電話をして確認しましょう。

● ダイレクトメール

商品を購入した際に、メーカーに対して所有者登録をしておくことでリコール情報等のダイレクトメールが届く場合があります。事業者側から直接情報を受けられるので、所有者登録サービスがある場合は利用するようにしましょう。

お持ちの製品がリコール対象だとわかったら、不具合がなくても使用を中止し、事業者に連絡してください。



「消費者庁リコール情報サイト」を活用しよう

消費者庁では、リコール対象品による消費者事故の防止に向け、リコール情報を消費者にわかりやすく提供することを目的に『消費者庁リコール情報サイト』を運営しています。

<https://www.recall.caa.go.jp/>



◆ 消費者庁リコール情報サイトの特長

① 情報の集約・一元化

各省庁等がそれぞれで公表していたリコール情報を収集・一元化しており、分野横断的に見ることができます。

② 「重要なお知らせ」の表示

火災、重傷等の重大事故が発生したり、発生する恐れのあるリコール対象品は「重要なお知らせ」としてサイトのトップ画面に掲載しています。

③ 高齢者向け・子ども向け商品のリコール情報を表示

高齢者や子ども向けのリコール対象品は、新規登録情報をトップ画面で確認できます。

④ 簡単な操作方法

各省庁がそれぞれ公表しているリコール情報は省庁ごとに検索画面や検索条件が異なりますが、このサイトでは情報が一元化されているため、より簡単に検索することができます。「食料品」「家電」といったカテゴリでの絞り込みや、商品名・事業者名からの検索もできます。

⑤ メールサービス

リコールメールサービスに登録すると、「重要なお知らせ」「高齢者・子ども向け商品など」の更新情報や新規登録情報がメールで届きます。



リコールを他人事と思わず、積極的に情報収集してご家庭に該当製品がないかを確認してください。